

教育におけるパターナリズム正当化根拠の一考察

山梨 八重子

A study of the basis for justification of paternalism in education

Yaeko Yamanashi

Abstract

In this study, I examine the basis for justification of paternalistic acts in education. My assumption is that the theory of paternalism does not include apply to children, but accepts paternalistic intervention for children by adults and teachers. The reason behind this is that children are by nature inexperienced compared to adults. However, in reality it is a common occurrence for teachers to intervene excessively for children in the context of school education.

Therefore, based on knowledge of paternalism theories, I attempt to define a standard to prevent excessive intervention by teachers with regard to children. In conclusion, I examine the basis of justification for teachers to intervene on behalf of children.

1. 本論のねらい

パターナリズムの視点から教育をとらえると、教育自体が一つの社会的なパターナリスティックな行為であり、それ自体すべてが非難されるものではないとの認識が一般的である。教師自身はそれが善意からなされているという暗黙の了解に依拠し、かつ教師の義務や責務として理解しているために、それ自体の是非を教師自身が問うことは少なかった。そのため、時に子どもへの指導と称する行為が子どもの自己決定の変更を強要することがあったとしても、それは善意からのものととらえられることが多い。しかし善意からなされる行為としても、行き過ぎる干渉や介入となる危険がありうる。

一方で、教育は自律した個人の育成を目的の一つとして掲げ、その自律した個人像は、近代リベラリズムに基礎づけられたものであり、その個人を育成する上で効果的効率的な制度として、近代以後学校教育制度は確立されてきた。そうであるならば、学校教育のパターナリスティックな介入は、個人の自律・自由を根幹とするリベラルな正義と対立をまねきかねない。そのためにも、教育におけるパターナリスティックな介入を正当化する根拠が求められる。

正当化の根拠を要請する声は、学校教育の現場からもあがる。それは「パターナリズム」という概念が浸透するにしたがって、教師や教育関係者は自分の行為をその観点から自省するようになり、また世間や社会一般の体罰＝悪との風潮が強まる中、学校教育現場に向けられる強い非難をおそれ、判断に迷う場面が出てきたからである。その結果、無難な対応を選択し非難の回避をはかる傾向も出てきており、それによって子どもや家庭への介入を引き下げる傾向も予想され、逆になすべき介入が実現されないこともありうる。それゆえ改めて、日常展開される学校現場での子どもへのかかわりが子どもの発達の上で不可避な干渉や介入であるか、それとも行き過ぎたものとなるかについて、丁寧な検討がなされる必要があると思われる。

本論は、教育におけるパターナリズムの正当化根拠を検討し、教師および教育として容認される介入の判断基準を明らかにすることを目的とする。そのためにまずパターナリズムに関する一般的知見を整理し、教育におけるパターナリズムのあり方を探ることにする。

2. パターナリズムの定義と分類をめぐって

2.1. パターナリズムの定義の整理

本項ではパターナリズムの概念について、主なパターナリズム論者の知見を整理する。ここでは、主に中村直美の「パターナリズムの概念」²⁾と花岡明正の「パターナリズムとは何か」³⁾で検討された概念整理に依拠し、それらを年代順に検討する。

そもそもパターナリズム論議では、何をパターナリズムとし、何が自由実現を侵害しうるかが問題である。この論議はデヴリンーハート論争が契機で、両者の対立はデヴリンがモラリズムの立場からパターナリズムをとらえるのに対して、ハート(1962)はパターナリズムを「人々(個々人)を彼ら自身から護ること」として容認するが、モラリズムは否定する。つまりハートは侵害原理を干渉根拠としては認めるが、モラリズムは否定する立場で、それに対しデヴリンの立場は侵害原理以外にもモラリズムも干渉の根拠として認めているのである。これ以後「モラリズムとは明白に区別される」パターナリズムが、干渉根拠として検討される契機⁴⁾となる。このハートのパターナリズムの説明については、中村・花岡はともに、その内容の厳密さに問題があるとす

る。
G・ドゥオーキン(1971)⁵⁾のそれは、「その強制を受ける人の福祉、幸福、必要、利益または価値ともつばら関係する理由によって正当化されるようなある人の行為の自由への干渉」で、中村によればその行為が「行為が向けられる人の利益」となる場合、自由への干渉を含むことと、そのときパターナリズムが「正当化される」という解釈が特徴である⁶⁾。また中村⁷⁾も花岡⁸⁾も、この定義ではG・ドゥオーキンの「干渉」は「強制」を伴うものと解釈しているとみる。その根拠は干渉される人の利益と関係し、干渉される対象は「行動の自由」であるととらえるならば、パターナリズムはそれが「正

当化される」干渉にのみ限定されるもので、だから G・ドゥオーキンでは、正当化されない干渉はパターナリズムではないとする。

中村によれば、ファインバーグ (1974) はリーガル・パターナリズムという表現で、パターナリズムを「個人が自ら招来した害から当人自身を護るための国家の強制、あるいはその極端な形態では、その個人が望むと否とにかかわらず、当人自身の利益 (Good) の方向に当人を導くための国家の強制を正当化するもの」⁹⁾と定義している。この定義には、当事者よりも親や国家の方が子どもや国民の利益をよく熟知しているという前提がある。しかしこの定義の場合、当事者の「反感」と、当事者にとっての「必要性」との間に齟齬が生じやすい。そのためファインバーグ自身はその両者の調和が求められるものと主張している。さらにファインバーグの強いパターナリズムと弱いパターナリズムの差違は、当事者の任意性の有無で、それがパターナリズムの正当化を判断する重要なポイントであると中村はとらえている¹⁰⁾。

中村は、ベイレス (1974) が示した個人の自由を制限する立法の根拠として、①侵害原理 (harm principle) ②リーガル・モラリズム (legal moralist principle) ③パターナリズムの 3 つをあげ、それがパターナリズムと他の二つとの差異を意識したパターナリズムの概念を示している¹¹⁾。個人の自由への制限は、侵害原理ではその行為が他者を侵害する限りになされる制限で、リーガル・モラリズムではその行為が社会の実定道徳に違反する限りでなされる制限である。それに対し、パターナリズムは「その行為が、行為者自身の福祉を保全し、促進するかぎりになされる」という点に特色があると述べる。

さらに侵害原理とパターナリズムの違いは、侵害原理では他者への侵害防止であるのに対し、パターナリズムは「自己自身への侵害」であるとする。道徳的パターナリズムをパターナリズムに含めるとすれば、前者では「合理的批判的道徳」を基準にするのに対し、後者は同性愛行為の禁止などのような「実定上の不道徳」に関わるものとする。中村はベイレスのこの定義について、個人の自由を制限する法の根拠となる他の原理との区別を明確にしたこと、さらにパターナリズム概念を積極的と消極的に類別した点に特色があると述べ、その区分けはパターナリスティックな介入の様態から、正当化をとらえる上で有用である¹²⁾とも指摘する。

中村自身 (1981) はパターナリズムの問題を、「ある人 (S) が、他者 (A) に対して侵害を惹起する場合でなくても、S 自身の利益のためになるという理由から、個人もしくは団体一例えば国家—が、S に対して何らかの介入行為を行うことが正当化できるか、できるとすれば、いかなる条件の下でか」¹³⁾と定式化している。花岡はこの中村の定義について、パターナリズムとは侵害原理を前提し、被介入者自身の利益の有無がその判断にあり、そこには「強制」という要素はない¹⁴⁾ととらえている。

J・クライニッヒ (1983) はパターナリズムを、「X が、目的の一つとして、Y の善の確保のために、Y に干渉する範囲では、X は Y に関して、パターナリスティックな行

為をしている」ととらえる¹⁵⁾。この定義では非介入者の利益という表現ではなく「善の確保」とされ、被介入者の善の確保に動機づけられたものとしており、花岡はこの定義に対して、他者への思いやりがすべてパターナリズムとなりかねないとする¹⁶⁾。

G・ドゥオーキンは、2002年に彼自身が執筆した *Stanford Encyclopedia of Philosophy* の *Paternalism* の項目で、パターナリズムを「他者がよりよくなることまたは、他者がしようとすることによって生じる害からその他者を保護するという意思を持った国および個人の他人に対する干渉」¹⁷⁾と再定義する。1971年の「その強制を受ける人の福祉、幸福、必要、利益または価値ともつばら関係する理由によって正当化されるようなある人の行為の自由への干渉」という定義と比較すると、「強制」という言葉が削除されており、「他者の利益の増進」と自他の加害からの保護を明記し、また介入者として具体的に国と個人をあげている点が異なることから、G・ドゥオーキン自身のパターナリズムの定義が広がってきていると筆者はみる。

以上の検討から、1971年のG・ドゥオーキンの定義では「行動の自由に対する強制」がパターナリズムの要件とされていたが、クライニツヒ(1983)と2002年のG・ドゥオーキンの定義では、「正当化」「強制」という文言は使用されていないことから、パターナリズムのとらえ方が広がっている¹⁸⁾とみてよいだろう。このような広がりについて花岡は、芦部信喜が提起する思想・表現などの自由なども個人の自己決定権の考え¹⁹⁾を考慮すれば、強制や行動の自由の制限だけに限定されない広がりのあるパターナリズムを妥当なものとしている。

そこで本論では、この花岡の指摘に依拠してパターナリズムを広がりのあるものとし、2002年にG・ドゥオーキンが提示した「他者がよりよくなることまたは、他者がしようとすることによって生じる害からその他者を保護する、という意思を持った国および個人の他人に対する干渉」²⁰⁾を、パターナリズムの定義とする。加えてパターナリズムを議論する際の重要な概念である自己決定の定義を、本論では芦部の定義である「日常生活の様々な局面において、個人が絶えず行っている対象に対する判断や選択」で、自己決定権とは、そのような「個人の自己決定を国家や社会が承認したもの」とする。

2.2. パターナリスティックな介入の正当化根拠とは何か

次にパターナリスティックな介入の正当化根拠をめぐる議論を見てみよう。ここでは中村の5つのモデルとそれに対する花岡の批判を手がかりに検討する。中村の示す5つのモデルとは以下のとおりである²¹⁾。

①自由最大化モデル；

介入という自由への侵害が、それよりも大きな被介入者の自由の擁護のために正当化される。

②任意性モデル；

被介入者の自己に関わる有害行為が、実質的に任意性を欠いている場合、又は任意的か否かを認識するために当面の介入が必要な場合にのみ、介入が正当化される。

③被介入者の将来の同意モデル；

被介入者が、将来当該介入を承認することになるとされる場合に介入が正当化される。

④合理的な人間の同意モデル；

十分に合理的である人間ならば当該介入に同意するであろうといえる場合、介入は正当化される。

⑤阻害されていなければ有すべき意思モデル；

現に阻害されている被介入者の意思・決定が仮に阻害されていないとすれば被介入者が有したはずの意思に当該介入が適う場合に正当化される。

この中村のモデルから正当化根拠は、「より大きな自由の擁護」、「被介入者の任意」、「被介入者の現在または将来の同意」そして「阻害されていない状況での被介入者の意思」の要件のいずれかが満たされることであるといえる。つまり被介入者の利益の保護および増進と、現時点または将来の被介入者の意思および同意の確保が介入の正当化根拠といえよう。

これに対して、花岡はそれぞれに問題を抱えていることを指摘する²²⁾。それを概括すれば、①については種類の異なる自由を量の違いではかることは不可能であること、②については、「任意といえるか」の基準が問題となること、③については、将来の同意が不明瞭であることで、④のモデルとの相違が不鮮明と指摘する。さらに④については、個人が自己の「合理的意思」を確認する方法の不確実性、さらには個性的個人の意思が普遍的合理的な人の意思に置き換えられてしまう危険性と、それに関連して仮に合理的意思が明らかになったとしても非合理・不合理なものを選択することを否定する理由とはならないなどの問題点である。⑤に関しては④の問題点とも関連し、「阻害されていなければ下したであろう判断」とは、結局「合理的判断」を基準とすることになり、逆にその人が阻害されていない場合、その人の判断が著しく不合理であったとしても介入してはならないという解釈が生じる危険を指摘する。そして意思の阻害の有無を判断すること自体が困難であると述べている。このような状況に対する中村の考えでは、その人の意思を推定しそれを尊重し、さらにそれが不可能な場合は合理的判断という一般的基準に照らして判断することになると、花岡はとらえている。

中村の提示に対する花岡の指摘からもわかるように、パターンリスティックな介入の正当化根拠をめぐっては、介入の判断や決定の基準は不確実な部分もある。しかし

総じてみれば、その根拠は前述したように自他への加害を基礎とした被介入者の利益の増進で、そしてその時被介入者の現時点および将来の同意を要件とするということと筆者はとらえる。

2.3. パターナリズムの分類の整理—G・ドゥオーキン・中村直美・花岡明正—

パターナリズム論議では、そのパターナリスティックな介入の正当化根拠を自他への加害と被介入者の利益の増進とした上で、その介入の様態などから分類を試みている。ここではG・ドゥオーキンの分類を示し、それに関連させて中村、花岡の分類を取り上げ検討する。

【G・ドゥオーキンのパターナリズムの分類】

G・ドゥオーキンは、Stanford Encyclopedia of Philosophy の Paternalism (2002年)の項²⁹⁾で以下のように介入の様態を5つに分類している。

①ハードなパターナリズムとソフトなパターナリズム

＜橋の注意勧告と強制措置の例＞

ソフトなパターナリズムとは、知識や情報がない人に対し生じる危険から規制する。ただしその情報を知っている場合で、本人の意志でわたろうとする時は、介入しないもの。ハードなパターナリズムとは、知っていたとしても、橋をわたるといふ場合には介入するもの。

②広義のパターナリズムと狭義のパターナリズム

＜介入する行為者、介入をもたらすものの違い＞

介入する者の違い。狭義のパターナリズムとは、政府の強制に対するものだけで法的強制措置で、国の介入に限定。広義のパターナリズムとは、介入行為に関連するすべて、国や制度、又は個人。

③弱いパターナリズムと強いパターナリズム

＜シートベルトの着用の例、窓から飛び降りる人の対応＞

弱いパターナリズムとは、もし主体の決定を挫折させることになっても、彼が最終結論として出すだろうと仮定するとき、合法的な介入とするもの。強いパターナリズムとは人は誤りを犯すということを仮定し、彼がそれを最終結論としなくても、彼を保護するための介入は合法。本人の意志や自発性に重きを置かない。

④純粋パターナリズムと純粋でないパターナリズム

＜遊泳禁止と喫煙規制の違い＞

純粋なパターナリズムとは、保護される対象と干渉されるべき対象は同一。純粋でないパターナリズムとは、それが異なる。喫煙規制では、守るべきは消費者であるのに対し、干渉されているのは製造メーカー。両者の干渉される対象の範囲は、純粋でないパターナリズムのほうが広がる。

⑤道徳的パターナリズムと福祉的パターナリズム

<売春婦への規制>

パターナリズムの通常の判断の基準は、干渉される対象者の利益で、その利益とは、人間の生をよりよくさせるという意味を持つ。道徳的パターナリズムとは、干渉される対象者の道徳的墮落を阻止し、道徳的性格を善くしようとする干渉。福祉のパターナリズムとは、主体者の心理的・精神的に悲惨な状態になるときに人の道徳的福祉として保護し介入するもの。

【中村直美によるパターナリズムの分類】

ここでは中村直美『パターナリズムの研究』²⁴⁾に依拠して整理する。なおカッコ内に示した人物名は中村が提示しているもので、文末の数字は先のG・ドゥオーキンの分類に該当すると筆者が判断し付したものである。

- ①純粋パターナリズムと非純粋パターナリズム (ドゥオーキン) G④
- ②積極的パターナリズムと消極的パターナリズム (福祉の増大と福祉減少阻止)
(ベイレス) G①
- ③強いパターナリズムと弱いパターナリズム (ファインバーグ、ベイレス) . . . G③
- ④強制的パターナリズムと非強制的パターナリズム (フォーション) G③
- ⑤身体的・物理的パターナリズムと精神的・道徳的パターナリズム (同性愛者への法による処罰に関するデヴリンナーハート論争) G⑤

【花岡明正によるパターナリズムの分類】

ここでは花岡明正の「パターナリズムとは何か」²⁵⁾にそって整理する。

- ①強いパターナリズムと弱いパターナリズム
< 当人の判断能力の程度 > G①
- ②直接的パターナリズムと間接的パターナリズム
< 保護対象と干渉対象が異なる > G④
- ③積極的パターナリズムと消極的パターナリズム
< 当人の福祉の増大と悪の予防 > G①
- ④強制的パターナリズムと非強制的パターナリズム
< 自由への侵害を伴うか否か > G③
- ⑤フィジカル・パターナリズムとモラル・パターナリズム
< 身体的物質的損失か精神的道徳的悪か > G⑤
- ⑥複合的パターナリズム< 干渉理由に、パターナリズムの他に、侵害原理・不快原理・モラリズム・公益などが結びついている場合 >
例：侵害原理とパターナリズムの複合 (デヴリンナーハート論争)、不快原理とパターナリズムの複合 (猥褻物頒布の規制)
- ⑦モラリズムとパターナリズムの複合：例 買売春の規制

⑧公益とパターナリズムの複合：例 シートベルト、タバコの健康への影響表示 クーリングオフ

このように三者の分類をみると、G・ドゥオーキンの分類では介入者によって分類する点が、そして中村の分類はそのG・ドゥオーキンの③「強いパターナリズムとパターナリズム」を二分した点が特徴といえるだろう。ただしG・ドゥオーキンの特徴的な分類は、2002年に彼が示した定義に照らすと、すでに「個人と国」を含んでいることからあえて、分類として起こす必要はないと筆者が現段階では考える。総じて見れば、G・ドゥオーキンの介入行為をする者による区別と花岡による複合型を除けば、三者の分類はほぼ一致しているといえよう。

ここで注目したいのはG・ドゥオーキンがその分類の⑤に関連して、「道徳的パターナリズムは行為のある方法が、道徳的に悪く品位がないものであっても、それを理由に法的に禁止するという法的道徳主義とは区別されなければならない」²⁶⁾と指摘する点である。これを学校教育や教師の場合に照らすと道徳的パターナリズムと解釈されるものが多々あり、教師の道徳的判断を押し付けているとも解釈される。そこでこの「道徳的パターナリズム」を取り上げる。

G・ドゥオーキンは「道徳的パターナリズム」と「法的道徳主義」の区別は難しいが、その仕方として「行為することが主体の魂を悪くする危険がある」場合は道徳的パターナリズムで、「行為に不道徳さがある」場合は法的道徳主義であるとし、それらを区別する手続きを示している²⁷⁾。これに関連して、デヴリン-ハート論争の解釈で花岡は、侵害原理からとらえればモラリズムからの介入や干渉は、パターナリズムの範疇ではないという見解を示している。というのは、パターナリズムはその正当化根拠として侵害原理を前提として承認しモラリズムを否定するからで、その前提に立つならば、モラリズムを根拠とした干渉は、パターナリズムの射程外とされるからである²⁸⁾。

このG・ドゥオーキンの「道徳的パターナリズム」の定義やデヴリン-ハート論争の争点となるモラリズムは、学校教育における生徒指導/生活指導での子どもへのパターナリスティックな指導のあり方をとらえなおす視点となるだろう。というのも学校におけるパターナリスティックな介入は、その道徳の基準が教師の恣意的なものである場合も多々見受けられるからである。これは法的道徳主義のみを容認する立場に立てば、教師に見られるモラリズム的パターナリズムは容認しがたいものとなるだろう。

これに関して花岡は、子どもでは道徳的墮落を考慮する必要性から、モラリズムからの干渉は否定されないという見解も示す²⁹⁾。その場合花岡の示した解釈では、子どもへのパターナリスティックな介入の正当化根拠は「子どもの未熟性」から派生する保護を優位にした「強いパターナリズム」という解釈も成り立つ。しかし花岡のこの解

釈つまり子どもに限って一般的には容認できないモラリズムの干渉/介入を容認するならば、その解釈は二重性を内包しているといえるだろう。

2.4. それぞれの倫理的立場からパターナリズムの正当化に対する判断

G・ドゥオーキンは、先の Stanford Encyclopedia of Philosophy の Paternalism の項目で、主な倫理的立場（規範的問題）からパターナリズムの正当化の判断を検討している³⁰⁾。

G・ドゥオーキンはパターナリズムについて、「規範上の選択は、まさに2つとなる。我々は決して、他者に対して彼らの望みに反して、そして彼らの自由を制限する方法で、善いことをすることは認められないとするか、又はそうすることを認めるかのいずれかである」と述べ、続けて後者であれば、「害よりもわずかであっても多くの善がなされる状態を我々が識別できるかどうかということが問題となり、識別可能であるならば、それによって善を上回る害を生じない状況を作り出すことができる」と述べている。だから時によって我々はパターナリストであるべきであるという。前者の立場であれば、そのような識別を作ろうとすること自体をすべきではないと G・ドゥオーキンはいう。しかし害よりも善のほうが多いかどうかという識別の判断は、きわめて経験的なものであり、それは「我々の人間の善の理解に依拠している」と G・ドゥオーキンは指摘する³¹⁾。そして人や状況によってなされたパターナリスティックな行為によって、その後主体がよりよくなったかどうかという論点は規範上の問題で、さらに「その人が善と考えていても、それは本当に善かという問い」が生じ、その判断は倫理的立場によって異なると G・ドゥオーキンはとらえている。

G・ドゥオーキンは、リベラルな功利主義の立場からいえば、これはミルのいう“彼自身の経験の外に横たわる人間のモデルは、それ自身の中に最善があるためではなく、彼自身のモデルが最善であるがゆえに最善である”という主張がその解答となりうるが、このリベラルで功利主義的立場の論に対し快楽主義との批判があることも³²⁾と指摘する。

カント派の立場からパターナリズムに対しては、理性的主体を置くならば、それこそが基礎的な前提であるからして、理由が間違っているからといって自己決定の権利を否定することには反対する。かつパターナリスティックな行為に嘘や強制が含まれることから、それ自体がすでにこの立場では、干渉する側自体がそれに反するため、パターナリズムには反対せざるを得ないと G・ドゥオーキンは解釈する。

さらに結果帰結主義者の立場からは、パターナリズムを正義と解釈するならば、害よりも多くの善をなす行為は是認するし、さらに狭義の結果帰結主義者では、自律への侵害が長期間ではなく短期間で、かつ善を促進するのであればそのパターナリスティックな行為を是認するだろうと G・ドゥオーキンは解釈する。そしてこれはミルが奴隷と契約することに反対する論拠と同じである³³⁾とする。このように善の一つとしての自律を含む場合は、その論自体は自律の理論と同等であると G・ドゥオーキンは

いう。

そもそも規範上のさまざまな理論の基礎は道徳的契約主義で、介入する側が十分な知識や状況的な動機を与えられている場合、かつ全員がその干渉に同意することを前提とし、短期的には自殺者への介入、治療などの介入の場合、多くの人がそれを受け入れる³⁴⁾。ただしこの立場は、自発的な判断による行為ができない場合には介入は容認されるが、もし自発な選択が可能な場合はそれは見なおされるべきであると G・ドゥオーキン³⁵⁾は述べている。

以上 G・ドゥオーキンの解釈に依拠すれば、それぞれの倫理的立場からパターナリスティックな行為を容認できる共通した要件は、①主体者の自己決定とそれに基づく行為で、②それがもたらす害又利益の判断において、主体者が情報や知識の不足がある場合や不安定な情緒の状態の場合または主体者が自発的な意志を持ち得ない場合で、かつ介入する側が十分な知識や情報そして動機を持っているとき、の 2 つといえるだろう。つまり主体者の自己決定、または主体者の現時点将来の同意ということが、パターナリズムの正当化根拠では最も優位に位置づくものといえよう。

3. パターナリズムの登場

ここでは、パターナリズム論の端緒ともなったミル『自由論』とその解釈をめぐる論議を手がかりに、子どもへのパターナリスティックな介入の正当化根拠に迫りたい。

3.1. ミル『自由論』からとらえるパターナリズム

パターナリズムの概念およびその正当化根拠の議論の源は、J.ミルが 1874 年に著した『自由論』である。個人の自由実現は、近代以降その個人を人間たらしめる上で欠くことができないものであることから、個人の自由への他者及び国家からの強制的干渉は避けなければならない。J.ミルは、その主張を展開するためにこの著書を執筆している。

その著書でミルは、個人は「彼自身に関する部分は、彼の独立は当然絶対的」であり、個人は「彼自身に対して、その肉体と精神とに対しては、その主権者である」³⁵⁾とし、その自由の実現で、「個人の行動の自由に、個人的であれ集団的であれ干渉することが正当化される根拠を持つ唯一の目的は、自己防衛 (self-protection)」で、また「彼の意志に反して権力が行使して正当とする優位な目的は、他の成員に及ぶ害の防止」であって、「その時はその個人にとって幸福かどうか、他者から見て賢明かどうかではない」とし、よって個人自身にのみかわる行動の領域は「人間の自由の公有の領域」とし、他者の判断による強制的介入や干渉をミルは否定する³⁶⁾。個人に強制しうるのはこの加害原理が第一となるとミルは示したのである。パターナリズムという観点から見れば、ミルはパターナリズム批判の立場といえる。

ただしミルは個人への介入については、先の一文に続き他者が個人の自由実現つまりその個人にとって幸福をもたらすか否かについて、他者の判断と異なるとき「彼を

説得し、彼に懇願するときには十分な理由であるが、彼に強制するときにはそれは十分な理由ではない」と述べている。このことから、「説得や懇願」はそれが強制的なものとならない範囲では、容認していると解釈できる。このことからミルのパターンリズムは、他者への加害を伴わない場合の個人の自由実現の行為に対する「強制」をとまなう他者からの介入に限定しているといえるだろう。

しかしミルは他者からの強制力もともなう介入や干渉に関して、その対象となる者を限定している。該当するのは「成人の男女」で、子どもを除外している³⁷⁾。それは「他の人の世話を受けている状態にある人」である子どもは、「外からの危害に対しても保護」と「自分自身の行為に対しても保護」をうける存在であるためとする。同じ理由で、「その人種自体が未成年の状態にあると考えられる未発達な社会状態」にある人々、また他の箇所では、「ただし、小児、狂乱状態の人以外、反省能力を十分に活用できない様な興奮や没我の状態にある人」³⁸⁾がそれにあたる。このような対象が除外されるのは、理性的合理的判断ができないことだけでなく、その判断の結果に責任が取れないこともあげる。ミルは、子どもはその自由の行使においてその未熟性ゆえに親や周りの大人からの介入は当然であり、その存在や成長の上からもパターンリスティックな介入による保護を受ける存在とみなしている。つまりその正当化根拠は未熟性であるといえる。

さらにミルはパターンリスティックな介入を行うことを容認する記述を示している箇所がある。それは、成人である他人が「その人の利益のためにその人が自分で処置しようとしている」ことに他者はそれを禁止する権利は持っていないとした上で、もしもその例外があるとしたら、「彼自身の幸福に最大の関心を持っている人」、「深い個人的な愛着で結ばれている場合は別として」と述べる箇所である³⁹⁾。この一文は成人を前提としているものであるが、成人した子どもや家族への介入はこの条件にあてはまり、さらに子どもへの親の介入の正当化根拠は、ミルの場合子どもの未熟性と同時に、介入する親と子どもの親密な関係もあると解釈できるだろう。であれば、教師も子どもにとって親と同質な存在と見なされると解釈しうる。

その後今日までのパターンリズムの是非やその正当化根拠の論議では、その対象を権利主体として是認される立場にいる一般成人に限定し、子どもはその範疇から除外している。それは子どもが主体的権利主体でありつつも、保護される権利がより優位に位置づかなければその生存の継続さえ困難であるというその特性にある。ゆえに、おとなと同一に議論することが難しいとしていることによるだろう。

またミルが示すように強制を伴わない「説得や懇願」はパターンリスティックな行為ではないとする解釈をとるならば、学校教育における教師の指導の多くは、パターンリスティックな行為とはならない。そうであれば、学校教育におけるパターンリズム問題の対象は、限定されたものであるといえよう。しかしこのミルの解釈に対し、中村は説得や懇願もパターンリスティックな介入ととらえている。この中村の解釈に

対しては、中村のミル解釈そのものが誤っていると若松良樹は指摘している⁴⁰⁾。その若松の批判を見てみよう。

3.2. 最終性と最良性および介入・干渉のとらえ方

－中村直美のミル解釈をめぐる若松の批判をてがかりに－

中村直美は、G・ドゥオーキン(1971年)のパターナリズム概念⁴¹⁾について検討する中で、ミルのパターナリズムを取り上げている⁴²⁾。中村は、自身のミル解釈が『自由論』に限定した「ミクロ的理解」とした上で、『自由論』の各章ごとに読み解いていく。この中村のミル解釈に対して、若松は2つの点を指摘する。一つはミルのいう「最終的判断者」の解釈と今ひとつは「介入と干渉」の解釈である。

若松の指摘は、ミルはその利益を判定する人を「最終的判断者」としているが、中村がこの最終的判断者を「最終的(かつ最良の)判断者」としている点である⁴³⁾。若松によれば、ミルの批判を解釈する立場には「最良の判定者」説と「最終的判定者」説があり、両者の説のそれぞれを批判するとき、「最良の判定者」と「最終的判定者」は「別物」とであると指摘する。この若松の考えにしたがえば、中村は最終的判定者と最良の判定者を同一とみなしているのである。

若松のミル解釈では、判断者の最終性は「規範的な権威の問題」で、「最終的判断者」のその判断が誤っていることもありうるが、その誤りだけを理由に、あるいはその判断者よりもよりよい判断を下す蓋然性が高い判断者が他に存在するというを理由に、その最終的判断者の権威を覆すことはできないとする。一方、「判断者の最良性は、実体的事実の問題で、判断の誤りあるいは正しい判断を下す蓋然性の相対的な低さは、その判断者にとって致命的な欠陥である」⁴⁴⁾と若松はとらえる。ただし若松は最終性と最良性とは関連しており、頻繁に誤った判断を下す人は最終的判断者としての権威を獲得できるとしても、その保持は難しいとする。その例として子どもをあげ、時に正しい判断を下すことがあったとしても、最終的判断者としての地位を与えられないのは、誤りが多いからという。そして「最終性は最良性に換言できるものではない」とし、政治家と官僚の判断の優先性を例に挙げている⁴⁵⁾。このように若松は、ミルが問題としているのは「最良の判定者」ではなく、あくまでも「最終的判定者」とであると解釈する立場である。

それを裏付けるのは、ミルは当事者本人が必ずしも最良の判断者になり得ない状況を想定し、それに対してアドバイスすることは認めている箇所である。その箇所とは、ミルがこの当事者の「最終判断」を疑うことは可能で、二つの方法を提示している⁴⁶⁾ところである。その箇所をミルの『自由論』から引いてみよう⁴⁷⁾。

「各人が自らに関する事柄については、彼の個人的な自発性は、当然に自由なる活動をする資格がある。彼の判断を助けるためにさまざまな考慮や、彼の意志を強固にするためのさまざまな勧告が、他人から彼に与えられる。(中略) 彼に対して強

要されることもある。しかし最後の判断を下すべきものは、彼自身である。彼が他人の注意と警告とに耳を傾けずに、犯す恐れがあるすべてのものよりは、他人が彼の幸福と見なすものを彼に強制することを許す実害のほうが、はるかに大きいのである。」

若松はこの記述から、当事者が最終判断したことつまり最終判断の権威を承認すべきであるとミルの見解を読み解いている。だから最終的には当事者本人の判断の権威性を承認すべきもので、それへの介入をミルは認めていないというのが若松のとらえ方である。このミルの記述からは、ミルのいう最終の判断とは、よかれと他者が判断しそれを強制する実害よりも害は少ないという実害を比較衡量した上でのもので、その意味での「最良」であるといえるが、その最良というとらえ方は限定がかかっており、慎重にとらえる必要があると思われる。このことから筆者は若松の指摘は妥当であるととらえる。さらに若松は最終判断者の最良性を高めるために、一つは子どものように頻繁に誤りを犯す場合、最終判断者としての権威を剥奪することであるが、しかしこれは「最終判断者に権威を与えている自律性という価値に照らし」個人の自律の尊重という点から、回避すべきであるとする。もう一つの方法は、「最終判断者の権威の乱用や逸脱を示すこと」で、それがミルのいう「説得」であると若松はとらえるのである。

さらに若松は、ミルのパターナリズム批判が個人の能力（強い個人）ではなく、「個人の権威についての主張」であるならば、パターナリズム擁護論は、「個人の判断の権威を覆しうる規範的な考慮」、つまり個人の権威を制限しうる規範上の根拠を示す必要があると述べている。

この指摘は子どもに対するパターナリスティックな介入の正当化の根拠をその未熟性としなければ、子どもが判断者として有する権威を覆すような規範的根拠を提示することが求められるということである。それが困難であるならば、子どもへのパターナリスティックな介入を容認する根拠はその未熟性で、それゆえに最終判断者としての権威を容認しがたいということになる。つまり未熟性が子どもの主権者としての権威を制限するものと解釈できる。

この最終的判断者の判断に関連して若松の指摘するもう一つは、説得のための「干渉と介入」のミル解釈である。このような干渉や介入について、中村は「強制に限定せず、被介入者の意思・選択・行動に何らかの影響作用をおよぼす行為」として緩やかにとらえつつも、この「説得」が被介入者の最終判断に影響をおよぼすことから、中村がそれらを干渉や介入ととらえている点である。それに触れミルが述べる箇所⁴⁸⁾を要約すれば以下のとおりである。

ミルは個人の自由は加害原理にも不快原理にもふれないときは無条件にその実現

には何ら問題がないとし、「その行為の結果に対して責任をとる完全な自由が存在しなければならぬ」と述べ、しかし自己への配慮の諸徳は、社会的な諸徳に対して二次的に重要であるといい、続けてこれら二つの諸徳を涵養するのは教育の任務であるという。その時「しかし教育でさえも、その機能は強制によるものと共に、確信と説得によるほかはない。」とし、その教育の時期を過ぎてからは、「確信と説得」しかない。

このミルの記述から、若松は「最終判断者の誤りを匡正(きょうせい)するために他者が説得することは、ミルにとっては介入でもなければ干渉でもない」と解釈している。若松が示すミルの介入干渉の解釈によれば、教師の子どもへのかかわりや指導の多くが干渉や介入であるとすれば、最終判断の最終性を必ずしも脅かすものとはいえないとなろう。さらにこの一文から、ミルは教育における「確信や説得」に向けた働きかけという行為を想定していることが理解できる。最終判断者の判断に大きな誤りがある場合になされる「説得」などの助言である干渉と介入それ自体が、ミルにおいては、「強制を伴わないかぎりにおいては」という条件を暗黙の内に含んでいると筆者は解釈する。おそらく、その条件が根底にあるからこそ、それをパターンリスティックな行為とはミルは判断しないと考えてよいだろう。

さらに若松は中村が「パターンリズムを膨らませすぎている」とし、それが「パターンリズムのインフレを招き」、かなり多くの行為がそれに該当することになってしまうことによって、パターンリズムの意義が拡散してしまうことを懸念している⁴⁹。その拡散化は、そしてパターンリズムをとらえる時課題となるもので、「近代的人格概念」ではうまくとらえられない諸問題をパターンリズムがどのように構成し、いかなる解決策を導き出すかであると若松は指摘する⁵⁰。

若松が指摘するこの「近代的人格概念ではうまくとらえられない諸問題」のひとつとして、子どもの未熟性をどのようにとらえるかも、それに該当すると筆者は考える。というのも子どもは、大人へ移行する存在であり、かつ個々の子どものその発達は一律ではないため、子ども一般として扱うことは難しい。ゆえにパターンリスティックな介入や干渉が一律に容認されるといえないからであり、そこに子どもをめぐるパターンリズム問題の混迷があるともいえるだろう。

4. 子ども・教育とパターンリズム

ここまでの検討では、子どもへのパターンリスティックな介入は子どもの保護を根拠に容認しうること、子どもの場合その未熟性を理由に最終判断者の権威を与えられないとし、また最終判断の最良性を高めるための介入や干渉は認められうるということが明らかになった。このような知見を手がかりに、教育学の観点から子どもとパターンリズムを検討する。

4.1. 子どもの権利論とパターナリズムのとらえ方

これまですでに子どもの権利としての自己決定とパターナリズムに関して、教育哲学および教育法学の分野から検討がなされている。子どもを権利主体ととらえるか、保護の対象としてとらえるかの論議では、子どもの持つ未熟性や発達可能態という特性と近代の権利論から、単に保護の対象としての子どもというとらえ方から、今日では権利主体であり同時に保護の対象であるという両義性を持つものという見解が主流となっている。

子どもの権利論に関連して、加藤尚武⁵¹⁾は義務教育を子どもの権利論から正当化することは、権利の解釈上からは困難であるとする。それは、権利はその権利を有する主体が放棄することを認めることを含むものになるため、権利論の立場では子どもが教育を受ける権利を放棄することを認めることになる。それは子どもにとっての利益を損なうことになり認められないため、子どもの義務として、教育をとらえざるを得ないとの見解を示す。そしてその義務を課す根拠すなわち義務教育の正当化の原理として加藤はパターナリズムをあげ、その正当化根拠を4点あげる。それは①自然主義的正当化②功利主義的な正当化③文化主義的な正当化④進歩主義的な正当化で、それぞれに正当化根拠があり、教育それ自体は社会が行うパターナリズムであるとの結論を示している。加藤の考えは、教育は保護対象として子どもの権利を保障するものであり、同時に子どもの自己決定の能力を発達させる社会の義務であり、それゆえに教育はパターナリズムで、子どもの自己決定には制限があるととらえているといえるだろう。

そこで子どもの権利と自己決定の制約に関する法学的な見解を取り上げてみよう。大人にあってもその自己決定権は無制限に認められているものではなく、「公共の福祉」に反する場合には制約があるが、憲法学者佐藤浩治⁵²⁾はこの公共の福祉の解釈は「人権相互の矛盾や衝突の調整のために認められる、実質的公平の原理」に依拠する「内在的制約説」が一般的であるとする。しかし帖佐尚人⁵³⁾は子どもの自己決定への制約では、大人の場合と異なると指摘する。それは、大人でのパターナリズムと自己決定をめぐる議論ではある個人と別の個人の権利の衝突や矛盾を想定しているのに対し、子どもの場合、「同一の子どもの、自律と保護の権利間の衝突として、拡大解釈されている」点である。これに関連して佐藤は、自己決定は「他者加害」では「内的制約」と「外在的(政策的)制約」(法律による制限や禁止)によって一定の制約を受けるが、その人格的自律の対する「自己加害」に対する制約は、内在的制約や外在的制約では説明することに限界があるとし、それを「パターナリズムに基づく第三の範疇としてとらえる」ことを提唱している⁵⁴⁾。このとき、問題となるは「自己加害」における自己決定の制約で、それとの関係においてのみその制約が妥当であるとし、自己加害の中に「不当にパターナリスティックな考慮」を混入させてはならない⁵⁵⁾とつけくわえている。

以上のことから、パターナリスティックな介入としての教育は、大人および社会の側に課せられた義務ととらえることができる。さらに子どもに生じやすい「自己加害」の保護を意図する大人側の行為もふくめ、それらをパターナリズムとしてとらえることが導き出される。ただし教師の子どもへの現実的具体的なかかわりでは、「自己加害の中に不当にパターナリスティックな考慮を混入」させている場合も推測され、それが子どもの権利や子どもの自由を一方的に制約している状況が生じていることは予測できよう。それを判断する際、子どもの特性やそれに伴うパターナリスティックな行為や介入がどこまで認められるのか、教師は戸惑う。教育におけるパターナリスティックな介入の自明性と共にその正当化原理を問い直すことが一つの課題であるとの帖佐の指摘⁵⁶⁾は、現場教師からの声と重なるだろう。

4.2. 子どもへのパターナリスティックな介入の正当性根拠

—子ども期の特性としての移行性と暫定性—

子どもの権利条約の登場によって、たとえ「確信と説得」にむけた干渉と介入であったとしても、おとな・教師の側からの介入がどこまで認められるのかというこれまでの境界が問い直され、また認められるとしたらその介入の正当化根拠は何かが問われているのが、今日的状況である。この議論の根幹には、子どもを権利主体と認めつつも、保護される権利を有するという子ども特有の権利概念の解釈において、双方が相反する状況が少なからず生じるからであり、その「説得や懇願」が教師の権威性とも絡み、教師の介入のあり方や方法が問われるであろう。そこで子どもの未熟性を俎上に挙げる大江洋を取り上げてみる。

大江は、パターナリズムの議論および教育学や教育法学の研究者らの知見を取り上げて、子どもにおけるパターナリスティックな介入を検討している⁵⁷⁾。大江が指摘するように、教育とは子どもとのかかわりは何らかの意味でパターナリスティックな行為で、その「親和性」が高い。親の教育権でみれば非パターナリスティックな介入も含まれ、子どもの幸福実現の観点からそれが認められるのととらえ方もある。一般的にパターナリズムが子どもに適用される場合、子どもの未熟性やそのための要保護性やさらには子どもの社会化の観点から、大江が指摘するように⁵⁸⁾、ファインバーグにいう「非難すべきでないパターナリズム (presumptively non-blamable paternalism)」がそれにあたるといえる。

大江は子どもへのパターナリズムの目的が、「健全育成」「教育的配慮」「子どもの発達」等のように複合的に語られることが多く、そのため教育におけるパターナリズムの正当化根拠では、それらの目的を達成することを介入の正当化するものや加害原理、不快原理、モラリズムなど観点から介入を正当化する根拠までが混在しているととらえている。しかしながらそのような混在は、子ども・教育をめぐる複雑性(ダイナミズム)に応える可能性から派生していると大江はとらえ、一定の妥当性があると述べる。しかし同時に漠然とした介入や過度の介入の危険を伴うため、妥当性と危険性の両義

性をもつ⁵⁹⁾と指摘する。

大江は、ファインバーグが「自律への権利を強力に支持しつつ」パターナリズム問題を考察している点を評価する⁶⁰⁾。そのファインバーグはパターナリズムを以下のように、10の類型に分ける⁶¹⁾。その分類の中で、子どもの場合で正当化根拠に関連するものは④⑥⑨⑩の4つであると大江はとらえている。

- ①加害原理・・他者への危害の防止排除
- ②不快原理・・他者への不快の防止排除
- ③リベラルな立場・・両原理もしくは加害原理だけが正当化される刑法上の禁止行為
- ④法的パターナリズム・・行為者の肉体的心理的経済的保護が目的
- ⑤狭義の法的モラリズム・・本質的に反道徳的という根拠での介入
- ⑥道徳的・法的パターナリズム・・本人の性格への自己加害である道徳的加害を保護する目的
- ⑧他者利益原理・・他者への利益を増進させる目的
- ⑨利益授与的な法的パターナリズム・・被介入者への利益の増進を目的とする。
- ⑩卓越・完成主義・・他者や本人の性質の改良・向上・完成をめざす介入

さらに大江は子どもへのパターナリスティックな介入の必要性を是認した上で、その正当化の根拠を、①帰結結果主義的正当化、②同意論的正当化 ③構成要素欠落説 ④その他の正当化の4観点から探っている⁶²⁾。大江はこの4つを精査した結果として、子どもへのパターナリスティックな介入の正当化根拠としては、①の帰結結果主義の要保護性の基準が最も説得力があり、合意が得られやすいと結論づける。さらに「同意論」については、子どもを大人側が恣意的にまたは無意識に操作することが生じやすことから、おとなの場合よりも一層の不確実さが生じるとも指摘する。

大江は最終的に「万能な正当化基準は存在しない」とする⁶³⁾。それは子ども期が大人への移行期であること、それにゆえに子どもはその未熟性を有するものの、それは暫定的なものであること、さらに個々の子どもの成熟段階が異なることをあげる。子どもへのかかわりでは、子どもが自律と保護の中間領域にいることから、必然的にそこには双方向の作用が働く。だから子どもへのかかわりは、子どもの自己決定と自律の双方を実現する方向を見据え、子どもの意図を大事にしながら触発していく方法を探るしかないとする。さらにそれが同時に過剰な介入干渉を回避する上で現実的方法と結論づける。加えて大江は、パターナリズム問題は否応なく当該の文脈性を持つがゆえに、パターナリズムは限定的な局面において論じられるべきものとも述べている⁶⁴⁾。

この大江の見解を踏まえ現実の子どもとのかかわりを考えると、個別の介入や干渉の正当化根拠を、教師はその都度その状況下で問い直すことが要求されるといえる。そして現場の教師が考慮するとき、ファインバーグの示す④⑥⑨⑩の観点が子どもへ

のパターナリスティックな行為の妥当性を精査する手がかりになる。というのは、特に⑨の「非介入者への利益の増進」、さらに⑩の「他者や本人の性質の改良・向上・完成をめざす」介入である「卓越・完成主義」は、教育の最終目標と極めて近いからである。

しかしながら、これらの観点から干渉や介入の妥当性をとらえるとしても、非介入者である子ども利益の増進や人格の向上や完成になり得るかについては、簡単に結論が出ない場合もあることは十分予想される。それをさらに精査しうるものは、最終的には教師自身または教師集団の相互による開かれた話し合いに求めざるを得ない。子どもの意思を推定しまたはそれが確認できない場合、さらに子どもの意思が不適切と判断された場合などでは、そのような話し合いの場や過程が、教師一個人の恣意的で主観的な判断をより合理的なものへ引き上げていく上で不可欠であるといえるだろう。

5. 子どもへのパターナリスティックな介入の正当化根拠と教育的意味

パターナリズム論の多くが子どもを除外した成人を対象とし、子どもへのパターナリスティックな介入を妥当に必要なものと解釈している。今日的解釈は、子どもが権利主体であり得ることを容認しつつも、子どもの未熟性が、子どものもつ主権者としての権利に一定の制限を加え、同時にそれが子どもに保護を与える根拠でもある。つまり子どもの未熟性が、主権者としての権威に制限を与え、パターナリスティックな介入を正当化するのである。ただし教育的配慮というような包括的な目的は、過剰な介入などを生じさせる危険を孕むため、子どもへのパターナリスティックな行為の是非の判断は、子どもの特性から状況文脈的に多様な視点から検討する場が重要で、かつその判断の最良性を高めることにつながるといえる。

パターナリスティックな介入を教育的意味からとらえなおせば、それは子どもが「最終判断者」として成長発達していくことを促すことでもあり、そのために彼らの判断の最良性を高め、その権威性を確かなものにしていくことである。このように考えれば、それこそが学校教育および教師の責務であり、それが子どもの自律にむけた働きかけといえるだろう。このときその介入の判断に際して、留意しなければならないことは、子ども一般として一般的な基準の設定は現実的でなく、その子どもの主体者としての権威がおよぶ範囲やその権威性をその子どもの発達やその状況にあわせて段階的に設定していくことである。子どもの成長発達とともにその権威がおよぶ範囲が広がり、権威性が高まる。それにしたがって、「強制」的介入が減少し、ミルのいう「説得や懇願」という介入が相対的漸次的に増加していくことになる。このようにとらえれば、子どもは自律しつつある最終判断者へ至る過程にあり、それへの関与がパターナリスティックな介入であるといえるだろう。

しかしその過程で一切の強制を排除するものではなく、むしろ一定の「強制的」働きかけを行う責務も教師には課せられている。それは子どもの最終的判断者としての

権威性は大人以上に揺らぎをもつため、自他からの加害原理の観点からも「非難されるべきでないパターンリスティックな介入」が必要不可欠で、むしろそのような「強制」が子どもにとっては保護される権利のひとつともいえる。そして「最終判断者」として、子どもの判断の最良性を高めその権威性を確かなものにしていくことは、自律した個人として育てるという教育の目的につながっていくと考える。その意味では介入の判断では、自律した個人の育成という目的に適ったものであるか否かがその基準となる。

加えて子どもへの過剰な介入であるか否かの判断は、教師の思慮深さに委ねられている。その時教師の判断の基準は、その介入が子どもの利益の増進に資するものか、他者や本人の性質の改良・向上・完成をめざす介入であるかであり、最終的に子どもの自律という利益に適うものか否かが問われるといえるだろう。

引用註

- 1) 筆者が経験した現場や見聞きした学校現場で、強いパターナステックな指導の事例を上げることができる。典型的には、妊娠した女子高校生に対する指導では、本人の意思に関係なく中絶ありきでことが進む。その時子どもへの説明の根拠としてはいくつかのものがある。①妊娠した場合は校風を乱したという校則違反による退学という校則の処分を回避するため、②退学によって将来に生じる本人の損失、③若くしての出産による生まれて来る子どもへの影響など。
- 2) 中村直美(2007),「法とパターナリズム」,『パターナリズムの研究』,成文館, pp.5-21.
- 3) 花岡明正(1997),「パターナリズムとは何か」,『現代社会とパターナリズム』,ゆみる出版, pp.24-33.
- 4) 花岡明正(1997), pp.25-27.
- 5) Gerald Dworkin(1971), Paternalism, Richard A. Wasserstrom ed, *Morality and the Law*, Wadsworth Publishing Company, P.108.
この定義の原文は、以下の通り。
By paternalism I shall understand roughly the interference with a person's liberty of action justified by reasons referring exclusively to the welfare, good, happiness, needs, interests or values of the person being coerced.
本論では、中村直美(1982,「ジェラルド・ドウォーキンのパターナリズム論」,熊本法学, P.138.)の日本語訳に依拠した。
- 6) 中村直美(2007), pp.6-7.
- 7) 中村直美(2007), pp.6-7.
- 8) 花岡明正(1997), p.27.
- 9) Feinberg, Joel(1971), Feinberg, Joel(1971), Legal Paternalism, *CANADIAN JOURNAL OF PHILOSOPHY*, Vol.1, p.105.中村直美(2007), pp.7-8.
原文は以下の通り。なお日本語訳は中村に依拠した。
The principle of legal paternalism justifies state coercion to protect individuals

- from self-inflicted harm, or in its extreme version, to guide them, whether they like it or not, toward their own good. 中村直美(2007), pp.7-8.
- 10) 中村直美(2007), pp.7-8.
- 11) この定義は、中村直美(2007, pp.8-9.)より引用。中村は Bayles (1974) の *Criminal Paternalism, in The limits of Law*(Nomos xv)をもとに検討している。
- 12) 中村直美(2007), pp.8-9.
- 13) 中村直美(1981), 「パターナリズムの概念」, 『井上正治博士還暦祝賀・刑事法学の諸相(上)』, p.163.
- 14) 花崎明正(1997), pp.30-31.
- 15) クライニッチ(1983), *Paternalism, in the UK* by Manchester University Press Oxford Road, p.13.この原文では、この定義は以下のように示されている。
X act paternalistically in regard to Y to the extent that X, in order to secure Y good, as an end, imposes upon Y.
この J・クライニッチの定義は、花岡明正(「パターナリズムとは何か」, 『現代社会とパターナリズム』, ゆみる出版, 1997, pp.28-30.)に依拠した。
- 16) 花岡明正(1997), pp.29-30.
- 17) Gerald Dworkin (2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. First published Web Nov 6 2002; substantive revision Tue Jun 1, 2010 <http://plato.stanford.edu/entries/paternalism/>(最終アクセス:2013/06/01)
- 18) 花岡明正(1997) pp.27-31.
- 19) 芦部信喜(2002, 『憲法第三版』, 岩波書店, pp.120-121.)によれば、自己決定権とは、法的には、個人の人格的な生存にかかわる重要な私的事柄を公権力に介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる権利。その私的内容は、①事故の生命身体の処分に関わること、②家族の形成・維持に関わること③リプロダクトに関わること④その他に分類される。
- 20) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- 21) 中村直美(2007), pp.37-42.
- 22) 花岡明正(1997), pp.207-212.
- 23) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- 24) 中村直美(2007), pp.30-34.
- 25) 花岡明正(1997), pp.34-40.
- 26) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- 27) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- 28) 花岡明正(1997), pp.26-27.
- 29) 花岡明正(1997), p.38.
- 30) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. Normative Issues の項目を参照されたい。
- 31) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*.
- 32) Gerald Dworkin(2002), *Paternalism*, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. この批判としてノージックによる経験機械論をあげている。
- 33) ミル(1859), 塩尻公明・木村健康訳, 『自由論』, pp.204-206.
- 34) これはファインバーグの柔らかなパターナリズムに近いと思われる。
- 35) ミル(1859), p.25.
- 36) ミル(1859), p.24.
- 37) ミル(1859), p.25.

-
- 38) ミル(1859), p.194.
- 39) ミル(1859), p.154.
- 40) 若松良樹(2007), 「書評 中村直美著『パターナリズムの研究』, 『法思想史学にとって近代とは何か』, 日本法哲学会編, 有斐閣, pp.154-160.
- 41) 中村直美(1982), pp.134-161.
- 42) 中村直美(2007), pp.77-112.
中村は、ミルの『自由論』でのパターナリズムという言葉は、Paternal government (自由な国家における統治の対照的な統治) として登場していることを指摘している。
- 43) 中村直美(2007), p.85.
- 44) 若松良樹(2007), pp.156-157.
- 45) 若松良樹(2007), pp.156-157.
- 46) 若松良樹(2007), p.158.
- 47) ミル(1859), p.155.
- 48) ミル(1859), p.153.
- 49) 若松良樹(2007), p.160.
- 50) 若松良樹(2007), p.160.
- 51) 加藤尚武(2005), 『教育の倫理学』, 丸善, pp.79-80.
四つの根拠は以下のものである。①自然主義的正当化②功利主義的な正当化③文化主義的な正当化④進歩主義的な正当化
- 52) 佐藤浩治(1995), 『憲法第三版』, 青林書院, p.405.
- 53) 帖佐尚人(2010), 「子ども権利論の意義とその問題点に関する一考察」, 『早稲田大学院教育学研究科紀要』, 別冊, 18号-1, pp.49-50.
- 54) 佐藤浩治(1995), p.406.
- 55) 佐藤浩治(1995), p.406.
- 56) 帖佐尚人(2009), 「子どもに対するパターナリズムの正当化についての一考察」, 『早稲田大学院教育学研究科紀要』, 別冊, 17号-1, pp.13-23.
- 57) 大江洋(2003), 「子どもにおけるパターナリズム問題」, 『人文論究』, 第72号, pp.15-37.
- 58) 大江洋(2003), pp.17-18.
- 59) 大江洋(2003), p.28.
- 60) 大江洋(2003), p.16.
- 61) Feinberg, Joel(1986), *HARM TO SELF*, Oxford Univ.Press, XVI-X VIII. なお日本語訳は大江に準じた。
- 62) 大江洋(2003), pp.20-27.
- 63) 大江洋(2004), 『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ—』, 頸草書房, pp.71-87.
- 64) 大江洋(2003), pp.20-30.